

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(オンライン電子納品)

第7条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第8条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第9条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。
- 3 本業務に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

・ R □ ○ ○ 業務

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第10条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

R 8 阿土 中島港 阿南・那賀川 維持管理計画策定業務 特記仕様書

(1) 打合せ

本業務の設計協議は、業務着手時、中間打合せ1回、業務完了時の計3回を基本とし必要に応じて随時実施する。当初及び最終は、管理技術者が立会するものとする。

(2) 計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び実施に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成する。本業務における関係者と事前に協議を行い、業務計画書に反映する。

(3) 資料収集整理（共通指針準拠型）

維持管理計画書、対象施設の設計図書及び工事完成図書等から必要な事項を抽出し整理する。現在の工事竣工書類、施設台帳、設計資料等、原則として発注者から提供する。それ以外にも必要な数量を収集し整理する。

(4) 現地調査

現地に応じて必要な項目の作業を行うこと。

ア 目視調査 海上からの踏査（航路・泊地）

施設全体の海面上の部材について劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録等を整理する。

イ 潜水調査

潜水土により、海面下の部材について劣化・損傷等の調査を行い、記録を整理する。

ウ 水深測量

航路及び泊地について、海底の状況を知るためにマルチビーム水深測量を行い、調査記録する。

(5) 結果の検討（共通指針準拠型）

収集整理された資料および現地等の調査結果を基に地区にある対象施設の維持管理計画書を作成する。

(6) 報告書作成（策定業務・調査業務・水深測量）

維持管理策定業務の業務報告書、及び調査測量等業務の報告書を「手引き」等を参考に業務目的、調査内容、調査結果を整理して、業務の報告書を作成する。

計測範囲 A=0.27km²

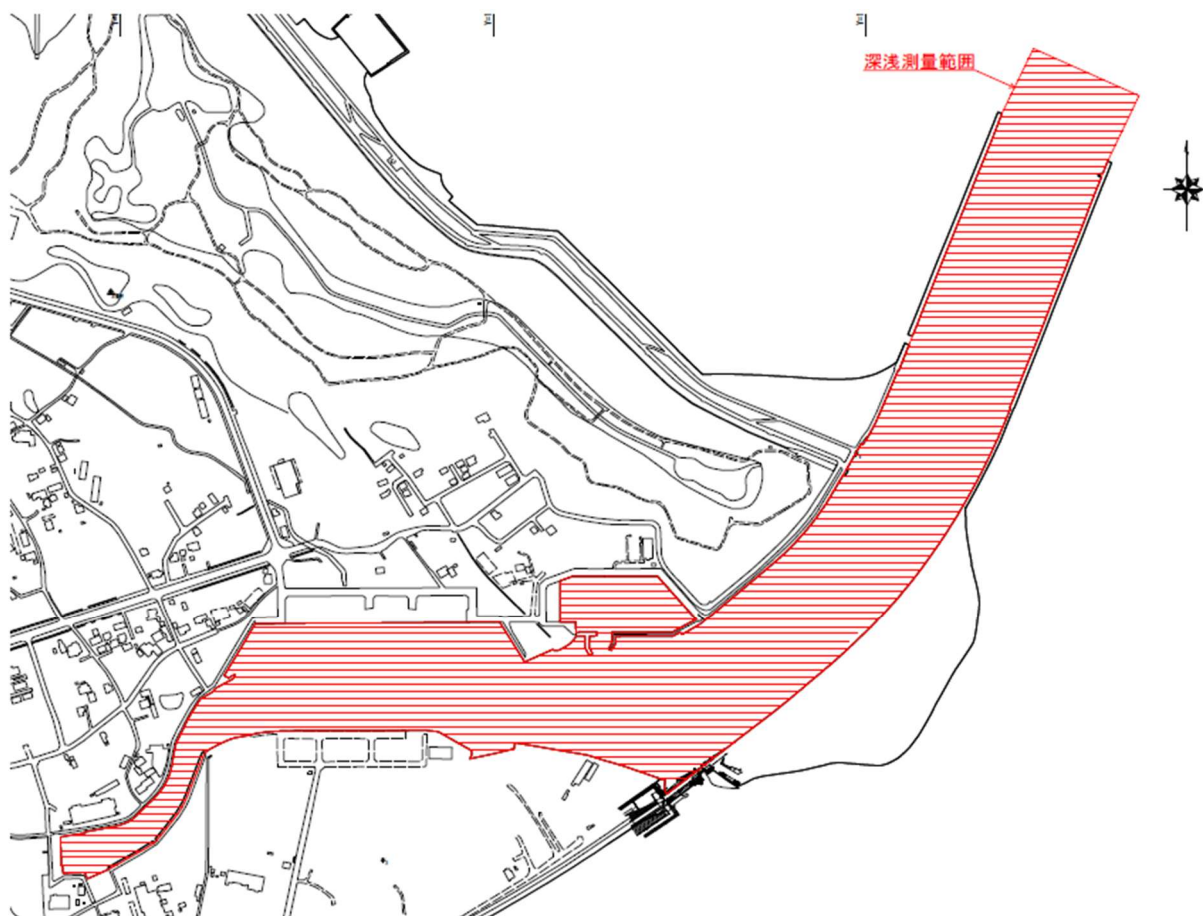


図-1 マルチビーム測深面積

表-1 対象施設一覧

港名	地区	施設名	施設番号	種別	種類	構造 形式	水深調査	単位
							数量	
07 中島港	中島地区	航路	A-1-01	A 水域	航路	－	207,400	m2
07 中島港	中島地区	泊地	A-2-01	A 水域	泊地	－	8,500	m2
07 中島港	中島地区	泊地	A-2-02	A 水域	泊地	－	2,700	m2
07 中島港	中島地区	泊地	A-2-03	A 水域	泊地	－	56,000	m2